

平成二十三年 第六回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年六月二十九日(水) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年六月二十九日(水) 午後三時四十六分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	加藤 文男
理事	板垣 肇	中央市民センター館長	齋藤 実
教育次長	金澤 保	文化財課長	吉田 亘
教育次長	成田 一二三	市民図書館長	今田 牧彦
浪岡教育事務所長	和田 比呂志	学務課長	山谷 尚史
参事社会教育課長事務取扱	和田 一弥	学校給食課副参事	川邊 真理子
学習環境調整監	塩崎 章悦	指導課長	伴邊 孝文
総務課長	岸田 耕司	浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

な 月 土 平 西 鎌 柳  
 永 田 出 村 田 谷  
 良 美 道 惠 慎 章  
 彦 貴 雄 美 子 也 二  
 し

## 七 会議に付議された案件

### (一) 議事

議案第二十五号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第二十六号 公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育員会規則の整備に関する規則の制定について

### (二) 報告

- (一) 平成二十三年第二回市議会定例会の質問概要について
- (二) 夏の電力需給対策について
- (三) 財団法人青森市文化スポーツ振興公社における保管金の紛失について
- (四) 市民センター管理運営業務における不適切な支出について
- (五) 寄附採納について
- (六) 平成二十三年度全国学力・学習状況調査について
- (七) 平成二十四年度使用中学校教科用図書採択について
- (八) 市内中学校における器物損壊等事件について

## 八 会議録署名委員

鎌田 慎也  
月永 良彦

## 九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。  
議案第二十五号及び議案第二十六号を審議し、原案のとおり決定する。  
事務局から八件の報告をし、平成二十三年第七回定例会の日程を調整し閉会した。

## 十 会議の状況

### (一) 議事

委員長

議事に入ります。  
議案第二十五号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第二十五号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成十五年度から進められております大野土地区画整理事業により、平成二十三年六月二十六日に大野地区の字の区域及び名称が変更されたこと、また、併せて条文の整理をする等、所要の改正を行うために制定しようとするものであります。

改正点でございますが、付属資料一新旧対照表一ページをご覧ください。また、付属資料二の地図も併せてご参照下さい。

通学区域について規定しております別表第二条関係の一小学校について、表番号二十三栄山小学校の学区のうち「安田字稻森の一部」及び「字若松の一部」を削り、表番号三十二金沢小学校の学区のうち「字笹崎の一部」を削り、新たに「西大野一丁目の一部」、「西大野三丁目の一部」、及び「西大野四丁目の一部」を加え、表番号三十六泉川小学校の学区のうち「字稻森の一部」を「字稻森」、「字若松の一部」を「字若松」、「字笹崎の一部」を「字笹崎」に変更し、新たに「西大野一丁目の一部」、「西大野二丁目」、「西大野三丁目」、「西大野四丁目の一部」及び「西大野五丁目」を加えるものであります。

次に、二ページをご覧ください。一中学校については、表番号六甲田中学校の学区のうち「字笹崎の一部」を削り、新たに「西大野一丁目の一部」、「西大野三丁目の一部」、及び「西大野四丁目の一部」を加え、表番号十三西中学校の学区のうち「字笹崎の一部」を「字笹崎」に変更し、新たに「西大野一丁目の一部」、「西大野二丁目」、「西大野三丁目の一部」、「西大野四丁目の一部」、「西大野五丁目」を加えるものであります。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございますでしょうか。

委員長

御異議がなければ、議案第二十五号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

次に、議案第二十六号「公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第二十六号 公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、御説明いたします。

公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、前回の定例会で御説明申し上げましたところであり、昨日閉会いたしました市議会において、御議決をいただいたところであります。

当該条例において、慈善活動の要件等は、別途規則で定めることとなっておりますことから、対象となる十八施設のうち、青森市中世の館、油川市民センター、古川市民センター、荒川市民センター、沖館市民センター、西部市民センター、青森市文化会館、青森市民美術展示館、青森市民体育館、青森市屋内グラウンド及び青森市浪岡体育館の十一施設に関する、六本の教育委員会規則を改正するため、当該規則を制定するものであります。

なお、青森市スポーツ会館及び青森市スポーツ広場の二施設につきましては、教育委員会所管の施設ではございませんが、該当する規則が青森市の規則でありますことから、他の市所管の施設と併せて、市民生活部において規則改正を行うこととなっております。

また、慈善活動の使用に関する条項につきましては、青森市の規則、教育委員会の規則とも、同様の内容となっております。

それでは、改正内容を御説明いたします。各規則の共通の改正事項を記載しております。「公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」の概要をご覧ください。

まず、慈善活動の要件につきましては、として「物品を販売し、若しくは頒布し、写真若しくは映画等を撮影し、興行を行い、又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすることを業としない者」が主催し、「催物等に係る純益の全額」を、「原則、市内に事務所又は施設等を有する公共性・公益性のある団体」に對して、主催者、又はこれに参加し、若しくは関係する者が、いかなる名称であるかを問わず、「報酬その他これに類する費用」を受け取ることなく、収益を寄附したことが「確認できること」という要件を、全て満たす場合としております。

許可申請にあたりましては、団体が申請する場合には、「定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類」「事業計画書」「収支予算書」「寄附相手先を確認できる書類」その他要件を明らかにする書類を提出していただき、事業実施後、事実確認のため、事業報告書、収支決算書、寄附領収書を、施設使用の日から三カ

月を経過した日、または寄附した日から一カ月経過した日まで提出していただくことになっております。  
なお、要件を欠くに至った時や、違反した時は、慈善活動の適用を受けない額から前納を控除した額を納付していただくこととなります。  
以上が慈善活動に係る主な改正点でございますが、今回の規則の改正を機に、条文の見直しを行い、文言等の修正が必要と思われる部分につきましても、併せて修正を行うものであります。  
当該規則の施行期日は、条例施行期日と合わせ、平成二十三年七月十五日から施行することといたしますが、青森市美術展示館条例施行規則にしましては、規則の名称が「青森市民美術展示館」であるべきところ、「青森市美術展示館」となっておりますことから、これを修正し、公布の日から施行することとしております。  
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございますでしょうか。

委員長 無いようでございますので、議案第二十六号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

## (二) 報 告

委員長 それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は八件となっております。

はじめに、(一)平成二十三年第二回市議会定例会の質問概要について、事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

平成二十三年第二回市議会定例会の質問概要について、御報告申し上げます。

第二回青森市議会定例会は、六月一日に開会し、昨日、六月二十八日に閉会したところであります。

教育委員会に対する、一般質問及び予算特別委員会での質問内容につきましては、お手元に配布しております資料のとおりでございます。

これらの答弁書につきましては、委員の皆様と情報等の共有を図るため、既にお配りしておりますが、一般質問につきましては、再質問も含めまして十六名の議員から四十三項目、予算特別委員会につきましては、七名の

委員長

委員長から十一項目の質問があり、教育委員会としての考え方・方針について、答弁させていただいたことを御報告いたします。  
以上でございます。

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございますでしょうか。

私から一つ、市議会に出席しましてコメントをさせていただきたいと思えます。  
青年の家の件でございます。

昨年の十一月に当委員会としては、教育施設、生涯学習施設ということで大切な役割を担うということで取得をしたほうがいいのではないかとという決議をしたわけですが、そのあと、改修費とか見積額にその時点としても数字に随分と変化というか、変更がありました。

そして、先般の三月の大震災が発生し、ある意味では、私は思うのですが、政治的にやらなければいけない市に対する課題というのが、いろんな意味で大きく考え直してものを見る時期になったという環境になったと思えます。

そのような意味で、市長も掲げております子どもさん方の医療費の全額無料化とか、また、教育委員会の案件としては、少人数級を作るとか、いろいろとあるわけですが、それらをやっていく環境の中では、特に今般の財政が厳しくなっているところからすると、私もで議決はしましたけれど、こういう緊急課題の件につきましては、もう少し議会で議論を受けた印象では、課題としての優先順位は後退したのではないかと、私は印象を持っております。

一連の取得ということでのプロセスは踏んでいるようですが、私としては、こういう環境となった中では、もう少し政治的課題を絞り込んで、優先順位をもう少し精査していきながら、慎重に進める必要があると感じました。

特に、青年の家の取得については、明後日に百人委員会で見聞を聴く、それ以前には四月にはパブリックコメントということで、いろいろと議論が進んでいるわけですが、私も少し、三月十一日以降、等を踏まえながらいろんなことを考えていたところです。

やはり、今も市庁舎の耐震問題なんかも非常に大きな問題となっていて出てきていることを考えますと、青年の家取得についての傾向をもう少し慎重に考えて、進めた方がよいのではないかと印象を持ったということ、今回の議会に出席しまして、私は感じたと思いたいと思えます。

委員長

その他、御意見、御質問はございませんでしょうか。  
無ければ次に移ります。(二)夏期の電力需給対策について、事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

この夏、国が行う電力需給対策の実施に係る教育委員会での取り組みについて、御報告申し上げます。  
お手元に配布しております資料をご覧ください。

お手元の資料は、この夏に実施される国の電力使用制限に関する概要と、これに基づいた市全体の節電対策の取り組み及び教育委員会における取り組みについてまとめたものです。

国では、東日本大震災後の電力供給不足から、夏に向けて再び電力需給バランスが悪化する見込みであること  
を踏まえ、社会・経済活動に与える影響を最小化するため、電力の需給調整を国を挙げて取り組むこととした  
ところであります。

制限の対象となる者は、東京・東北電力管内の契約電力五百キロワット以上の大口需要家となっております。  
市有施設で対象となるのは、市民病院・八重田浄化センター・中央卸売市場・梨の木清掃工場・青森競輪場・  
モヤヒルズ・文化会館・市民ホールの計八施設であります。

このうち、教育委員会の所管施設は、文化会館及び市民ホールの二施設となっております。

制限期間、時間帯については、東北電力管内における制限期間は平成二十三年七月一日から九月九  
日の平日、朝九時から夜八時となっております。土日・祝日及び夜間は規制対象外とされており、

制限内容につきましては、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における一時間単位の使用最大電力の値から  
十五パーセント削減した値が使用可能電力の上限」となり、文化会館・市民ホールにつきましては、制限値は文  
化会館が契約電力九百七十キロワットに対して八百十六キロワット、市民ホールが契約電力五百二十五キロワッ  
トに対して四百四十七キロワットとして既に国から通知があったところであります。

電気の使用状況の報告については、制限の対象となる大口需要家は、電気の使用状況の報告が必要となり、使  
用制限期間中、「検針日から十五日以内に、経済産業大臣に対して、電気の使用状況の報告」が義務付けられてい  
ます。

罰則としましては、故意による使用制限違反は百万円以下の罰金の対象となります。

この電力使用制限に対する市有施設の対応であります。大口需要施設として、対象となる市有施設は、施設  
ごとに削減計画を立て節電に取り組む、使用制限内での電力使用に努めることとしております。

教育委員会所管の文化会館、市民ホールにつきましても同様、施設ごとに削減計画を立て節電に取り組むこと  
といたしますが、冷房機器の過度の抑制により利用者の健康を害することが無いように、細心の注意を払いなが  
ら節電に取り組んでまいります。

また、直接的に規制の対象とならない、小口需要施設につきましては、施設ごとの自主的な削減計画を立て節  
電に取り組むこととしており、特に教育委員会所管の大部分を占めている学校につきましては、児童・生徒の学  
習活動に影響が無いように工夫をしながら各学校で節電対策に取り組んでいただくこととしております。

なお、取り組み期間中は、学校を含む各施設の利用者へ節電実施中であることを張り紙等により周知を行い、節電への協力をお願いしてまいります。  
今回の節電は、被災地への電力供給に対し最大限の配慮を行うことや、国民生活及び経済活動への影響の最小化を図るための、国を挙げての取り組みでありますことから、各委員におかれましても御理解のほどよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

平出委員

文化会館、市民ホールの十五パーセントのカット、これについては、今のところ計画を策定中でしょうか。難しい値かどうかお聞かせください。

文化スポーツ

振興課長

今の御質問にお答えします。

文化会館及び市民ホールから、今いただいております計画案を見ますと、段階的な取り組みを進めることで、概ね十五パーセントの値はクリアできるという計画になっております。  
具体的に申し上げますと、まず、照明の節電として、事務室や会議室等の照明の間引き、冷房につきましては、温度設定を変える、あるいは運転時間を調整する等々で対応することに対応可能となっております。  
また、十五パーセントの境界の管理が一番問題になるかと思いますが、その前段階で警報が鳴るような、確認ができるような状態にして、即座に対応できるような手法を取り入れることとしております。

委員長

その他、御意見、御質問はございませんか。

月永委員

各学校につきましては、私の方からも、子ども達の学習活動に影響がないような範囲でお願いしたいと思います。

委員長

その他、御意見、御質問はございませんか。

次に、(三)財団法人青森市文化スポーツ振興公社における保管金の紛失について、事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

財団法人青森市文化スポーツ振興公社における保管金の紛失について、御報告いたします。  
委員の皆様におかれましては既に新聞報道等で御承知のことと存じますが、去る五月二十一日、土曜日ですが、

夜九時頃、同公社が指定管理者として管理業務を行っている青森市スポーツ広場、横内遊水地にございます管理事務所内事務室において、スポーツ広場の施設使用料等を含む現金を保管している手提金庫から、前日の五月二十日、金曜日施設使用料相当額である三万二千四百円の現金が紛失していることが、判明したものであります。同公社からの報告によりますと、この現金については、五月二十日、金曜日ですが、施設閉場時の夜九時頃に、その時の従事職員二名が当日の使用料収入である三万二千四百円を確認し、手提金庫ごと耐火金庫に納め、翌五月二十一日、土曜日、朝七時頃出勤した別の二名の職員も同様に、その金額を確認していましたが、その施設閉場時の夜九時頃、その時の従事職員が当該現金の紛失に気付き、以降、同公社における事務室や管理事務所の捜索、職員の聞き取り調査を実施したものの発見に至らなかったものであります。

なお、紛失した五月二十日、金曜日、の施設使用料相当額につきましては、教育委員会と同公社との使用料徴収事務委託契約に基づき、既に市に納付済みとなっていることから市及び施設利用者には損害はありませんでしたが、紛失した保管金が発見に至らない場合は同公社の損害となりますことから、五月二十七日、金曜日ですが、同公社は警察へ通報し、盗難被害届を提出したものであり、現在、青森警察署による捜査中とのことであります。

今回の保管金紛失に至った背景でございますが、本来耐火金庫に保管しておくべき五月二十日分の保管金を手提金庫に入れたままの状態で、翌五月二十一日の執務時間中も、事務室に置いていたことが背景にあったことから、同公社では当日以外の保管金については、耐火金庫に収納することといたしました。また、同公社が指定管理業務を行っている他の施設においても保管金の管理方法を再点検し、そのうえで改善策について取り組むこととなっております。

教育委員会といたしましては、財団法人青森市文化スポーツ振興公社に、本市の文化施設及び体育施設の使用料に係る徴収事務を委託しており、紛失した当該施設使用料相当額については、既に市に納付されていることから、委託業務の履行は確保されているものの、元公社職員に対する損害賠償請求事件が未だ解決をみていない中であって、同公社の責任において適正に保管・管理されるべき現金を紛失したことは、同公社の管理体制に相応な過失があったものと認識しており、また、市民の信頼を大きく損ねるものでありますことから、同公社を指導・監督する立場にある教育委員会としては、速やかな真相究明と再発防止策を講ずるよう指示するとともに、今回の事案発生から数日経過した後には教育委員会へ報告されたことから、報告すべき事案が発生した場合のより速やかな報告と、同公社全体における危機管理の徹底を改めて指示したところであります。

その後、同公社から保管金の管理方法の再点検結果及び複数の職員による保管金の確認の実施等の改善方法についての報告を求めるとともに、管理・責任体制の明確化の徹底を促すなど、再発防止に向け適切に指導してまいります。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

平出委員

これは、たいへん安易な保管金の管理だと思えます。今の説明にありましたように、速やかにこういうことが再発しないようにということと、ぜひお願いをしたいと思います。なおですね、五月二十三日に、三万二千四百円を銀行に納付したとありますが、この三万二千四百円はどこから出したのですか。

文化スポーツ

納付された金額につきましては、公社の保有金から支出いたしております。

振興課長

平出委員

それでは、仮払いという形になっているということでしょうか。

文化スポーツ

振興課長

仮払いといいますが、一度公社が窓口で受け取った収入でございますので、先ほども申し上げましたが、委託契約の締結の中で履行していただいた、ということに相成ります。したがって、その現金を公社の管理するお金から、市の方に納付されておりますので、これが見つからないということは、公社の損失ということになります。

委員長

その他、御意見、御質問はございませんでしょうか。

委員長

次に、(四)市民センター管理運営業務における不適切な支出について、事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

市民センター管理運営業務における不適切な支出について、その概要を御報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等により御承知のこととは存じますが、油川市民センターの管理運営業務における時間外手当や勤務地内旅費の支給にあたり、不適切な事務処理が行われていたことが判明したところであります。

その経緯でございますが、教育委員会に対しまして、油川市民センターの管理運営業務について、一部に不適切な処理が行われていたとの情報提供がありましたことから、聴き取り調査及び関係書類の検査を実施いたしました。

現在も、調査を継続しておりますことから、中間報告ではございますが、平成二十一年度分につきましては、勤務地内旅費二件、二名、六千六百元、時間外手当三件、三名、一万五千九百九十五円。平成二十二年分につき

委員長

ましては、時間外手当八件、四名、五万六千七百二十八円の支給に際し、不適切な事務処理が行われていたことが判明したところであります。  
現在、引き続き、事案派生の経緯や背景を含め、詳細な調査を行っていることでありますが、教育委員会といましては、早急に調査結果をまとめ、改めて委員の皆様へ御報告いたします。  
以上でございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

では、私から一言申し上げたいと思います。

この報告を見ますと、複数名の報告となっていることが一つであります、という事は、どついついことかという直属の上司なり当事者との間に、二十一年度の事案だけかもしれないが、一つのちゃんとした書類が整って、今判明したということになります。一人の人が意図的に、個人的なだけでこついつい事案を発生させたということではなくして、その管理運営の、その残業なりを命じた、仕事を命じた人、ないしそれをやった人との間に十分な確認・指示というものがなされていなかったという、そういう事務的な進め方自体にも多少問題があると理解せざるを得ないと思います。

ですから、今回の事案というのは、ただ単に、どこの誰がどつだといつ議論だけではなく、組織的なところにきつちりとした業務マニュアルの徹底といえますか、きちんとやるということが一つには大切だと思えます。

ただ単に、個人名を追求するというのではなくして、組織の健全化というものについては、教育部長以下しっかりと係部署に対して、このマニュアル通りの市の公正な事務処理の進め方を徹底していただきたいと思えます。

なおかつ、二十一年度の問題が今頃分かって、どついついことであるのは、非常に具合が悪いと思えます。

こついついものに対して、早急にスピードをあげてしっかりと取り組む、そしてスピードをあげて解決するということが、これから後の職場の健全性を作り上げていく上で、大事なことだと思えます。

近くこのことは、今後は是非、いい関係づくりに繋がるかと思えますので、よろしく願います。

委員長

他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

次に、(五) 寄附採納について、事務局から報告をお願いします。

市民図書館長から説明

それでは、市民図書館に対する二件の寄附採納について、御報告申し上げます。

はじめに、去る五月二十六日、木曜日に、国際ソロプチミスト青森 会長 村山妙子様から、市民図書館の児童図書書の充実に役立てていただきたいとの御趣旨で、五万円相当の図書、これは低学年から英語に楽しむ図書で

すけど、寄贈の申し出がございました。  
次に、去る五月二十七日、金曜日に青森市民図書館 ライブラリーフレンズ 中村啓子様より、子どもたちの読書活動に役立てていただきたいとの御趣旨で、五万円相当の書棚、これは西部市民センター図書室に配置しましたけど、寄贈の申し出がございました。  
以上二件の、この度の御厚志に対しまして、心から感謝いたしますとともに、児童・生徒等の読書環境の充実に役立てて参りたいと存じます。  
以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に(六)平成二十三年全国学力・学習状況調査について、事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

平成二十三年全国学力・学習状況調査について、御報告いたします。

本調査は、平成二十三年四月十九日に実施する予定でしたが、三月十八日付け文部科学副大臣からの通知により、東日本大震災の影響等を考慮し、同日の実施を取りやめ、七月末までは調査を実施しないこととなっております。

その後、五月二十六日付けで、文部科学副大臣から、今年度は従前の全国学力・学習状況調査の実施を見送るとともに、希望する教育委員会及び学校には、国が作成した問題冊子等を配布する予定であるとの通知があり、全小・中学校へ周知したところでございます。

教育委員会事務局におきましては、今後は、国が作成した問題冊子等を全小・中学校で利用できるよう手続きを行うとともに、各校の確かな学力の定着に向けた取り組みの一助とするため、校長会や研修講座等を通して、活用するよう働きかけて参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に、(七)平成二十四年度使用中学校教科用図書採択について、事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

平成二十四年度使用中学校教科用図書採択について、御報告いたします。

平成二十四年度、中学校における学習指導要領全面実施に伴い、これに準拠した教科用図書の採択に係る作業を、現在進めているところでございます。

教科書の採択につきましては、それまで青森市が単独で行なってまいりましたが、平成十九年度以降、本市は東津軽郡の平内町、外ヶ浜町、今別町そして蓬田村とで採択地区を構成して、これらの市町村間で協議し種目ごとに同一の教科用図書を採択しております。

そのため、去る五月十八日に開催した東青地区教科用図書採択協議会に、これらの市町村教育委員会教育長が一堂に会し、教科用図書の採択に係る事業計画案や予算案等を全会一致で承認いたしました。あわせて、採択のための参考となる選定資料を作成するため、本市及び東津軽郡の中学校教員に研究調査員を委嘱するとともに、採択に関わる意見を公聴するため、中学校長や大学教授、保護者代表等に専門委員及び父母委員を委嘱することとしております。

現在、本市及び東津軽郡の全中学校教員が、教育研修センター及び今別町立今別中学校にて、国の検定を通った全ての中学校用教科用図書の閲覧をしており、六月下旬まで、調査研究書を提出することとなっております。次に、今後の日程について御説明いたします。

七月四日から八日の期間、研究調査員の委嘱を受けた指導課指導主事と中学校教員が、全ての教科用図書の調査研究を行い、調査研究書を参考に選定資料を作成することとなっております。

そして、七月二十日開催の東青地区教科用図書採択協議会では、その選定資料を基に、各市町村教育委員会教育長及び専門委員、父母委員が協議して、東青地区の中学校や地域の実態に合った教科用図書を、十五ある種目のそれぞれの種目につき一者を選定することとなっております。

なお、それ以降、協議会の選定結果を踏まえ、各市町村教育委員会で教科用図書を採択する運びとなっております。以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

委員長

なければ、次に、(八)市内中学校における器物損壊等事件について、事務局より報告申し上げます。

教育課長から説明

市内中学校における器物損壊等事件について、その概要を御報告いたします。

委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等により御承知のこととは存じますが、去る五月二十七日、金曜日夜から、五月二十八日、土曜日早朝までの間に、浪岡中学校におきまして、校舎のガラス十二枚が割られるという事件がございました。

損壊の状況は、一階の生徒玄関ガラス八枚、校長室窓ガラス一枚、給食配膳室前廊下窓ガラス一枚、二階職員室窓ガラス二枚となっております。

生徒玄関の内外には、石が散乱しておりましたことから、投石によるものと思われる。

当該事件につきましては、浪岡中学校から五月二十八日に青森南警察署に被害届を提出しました。

この事件を受けまして、中学校では、警察署や警備会社に夜間の巡回を依頼するとともに、保護者や地域住民に対しても巡回協力を依頼し、地域全体による学校の保安強化に努めたところでございます。

また、教育委員会といたしましても、今後、このような事件が起こらないように、警察等の関係機関と連携しながら、防犯対策のさらなる強化に努めて参りたいと考えております。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次、その他でございますが、事務局から何かございませんか。

学務課長

この度、東日本大震災による被災児童生徒への支援品の寄贈がございましたので、御報告申し上げます。

昨日、六月二十八日、火曜日でございますが、国際ロータリークラブ第二八三〇地区、この第二八三〇地区というのは青森県全域をカバーしているそうですが、そのガバナー 中村義弘様から、東日本大震災により被災し、本市に就学している児童生徒三十四人を支援したいとの御趣旨で、一人につき図書カード一万円分、商品券一万円分、総額で六十八万円相当が教育委員会を通して寄贈されました。

寄贈品につきましては、対象となる児童生徒の保護者に対し、在学中の学校長から速やかにお渡しすることとしております。

以上でございます。

委員長

ただいまの説明につきまして、意見、御質問はございませんか。  
その他、事務局から何かございませんか。

委員長 特になければ、次回の定例会について、協議をお願いします。

総務課長 次回の定例会につきましては、七月二十八日（木）、午後三時から、場所は、教育研修センター五階大研修室で開催したいと思えます。

委員長 委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がございませんので、次回は、七月二十八日（木）といたします。

委員長 以上をもちまして、平成二十三年第六回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年六月二十九日開催の平成二十三年第六回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年七月十四日

書記 成田美紀

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年七月二十八日

署名委員 鎌田慎也

署名委員 月永良彦